

令和2年神審第31号

裁 決

貨物船Aのり養殖施設損傷事件

受 審 人 a

職 名 A船長

海技免許 四級海技士（航海）

本件について、当海難審判所は、理事官岩崎欣吾出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の四級海技士（航海）の業務を1箇月停止する。

理 由

（海難の事実）

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和2年1月13日02時38分半少し前

兵庫県東播磨港

2 船舶の要目

船種 船名 貨物船A

総トン数 499トン

全 長 76.2メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出 力 735キロワット

### 3 事実の経過

Aは、船尾船橋型鋼製貨物船で、船橋前部中央に操舵スタンド、その右舷側に機関遠隔操作盤、左舷側にレーダー2台及びGPSプロッターをそれぞれ装備し、a受審人ほか4人が乗り組み、空倉のまま、岸壁移動の目的で、船首1.8メートル船尾3.7メートルの喫水をもって、令和2年1月13日02時21分東播磨港新島公共ふ頭を発し、同港西岸壁に向かった。

ところで、東播磨港の西防波堤南方沖合には、東播磨港別府西防波堤灯台（以下「西防波堤灯台」という。）から280.5度（真方位、以下同じ。）460メートル、233度1.04海里、251.5度1.15海里、281度1.04海里及び305.5度1,680メートルの各地点を順次結ぶ線に囲まれた範囲に、平成30年9月1日から令和5年8月31日までの間、兵庫県知事から受けた第1種区画漁業免許に基づく免許番号区第13号と称する漁場区域（以下「13号区域」という。）が設定され、13号区域の周囲にいずれも光達距離3.0海里で毎4秒に1回の黄色閃光を発する簡易標識灯30基が設置されており、毎年9月10日から翌年6月30日までの間、同区域にのり及びわかめ養殖施設がそれぞれ敷設され、a受審人は、同港に多数回入出港した経験から、13号区域の存在を承知していた。

a受審人は、レーダー1台及びGPSプロッターを作動させ、操舵スタンド後方に立った姿勢で操船に当たり、西防波堤と13号区域の間を航行し、西岸壁に向かうこととして東播磨港内を南下し、02時34分半少し過ぎ西防波堤灯台の南東方で、同防波堤と同区域の間に向けて右旋回を始め、02時37分西防波堤灯台の南方に至って西防波堤に近づくように感じたことから、右旋回を取りやめて同防波堤と距離を取るためすぐに左旋回を行ったのち、02時37分半僅か前西

防波堤灯台から257度330メートルの地点で、針路を302度に定め、7.2ノットの速力（対地速力，以下同じ。）で、手動操舵により進行した。

針路を定めたとき、a受審人は、13号区域が正船首210メートルのところとなり、その後同区域に向首する状況となったが、右舷方の西防波堤に近づかないよう気をとられ、13号区域の周囲に設置された簡易標識灯を見て、同区域との位置関係を把握するなど、船位の確認を十分に行わなかったため、この状況に気付くことなく続航した。

こうして、a受審人は、13号区域に向首したまま進行中、02時38分半少し前西防波堤灯台から277.5度540メートルの地点において、Aは、原針路、原速力のまま、同区域に敷設されたのり養殖施設に乗り入れた。

当時、天候は曇りで風力4の西北西風が吹き、潮候は下げ潮の末期に当たり、視界は良好であった。

その結果、のり養殖施設は、ロープ、のり網等に損傷をそれぞれ生じたが、のち修理された。

#### （原因及び受審人の行為）

本件ののり養殖施設損傷は、夜間、東播磨港において、岸壁移動のため同港西岸壁に向けて航行する際、船位の確認が不十分で、13号区域に向首進行したことによって発生したものである。

a受審人は、夜間、東播磨港において、岸壁移動のため同港西岸壁に向けて航行する場合、13号区域に向首進行することのないよう、同区域の周囲に設置された簡易標識灯を見て、13号区域との位置関係を把握するなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。ところが、同人は、右舷方の西防波堤に近づかないよう気をとられ、船位の確認を

十分に行わなかった職務上の過失により、同区域に向首進行してのり養殖施設に乗り入れを招き、同施設に損傷を生じさせるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の四級海技士（航海）の業務を 1 箇月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 3 年 2 月 2 5 日

神戸地方海難審判所

審判官 下 條 正 昭